

第4回野川地区住居表示検討委員会

日 時：平成28年11月15日（火） 午後6時00分から
場 所：野川会館

挨 拶 鈴木 戸籍住民サービス課長
手塚委員長

議 題

- (1) 第3回検討委員会（平成28年8月19日開催）の確認事項
【資料1】
- (2) 新町界・新町名（案）について【資料2-1, 2-2, 2-3】
- (3) お知らせの配布について【資料3-1, 3-2, 3-3】
- (4) 市民からの意見について
- (5) その他
 - ・次回検討委員会の開催について日時：平成29年1月下旬予定
会場：野川会館
議題：新町界・新町名案(丁目の境界・配列)の検討について

〈事務局〉

川崎市市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課

担当 吉田、辻村、荒木、平田

電話 200-2736

野川地区住居表示検討委員変更一覧

野川西団地自治会

役職	新任者	前任者
委員		青木 進

第4回野川地区住居表示検討委員会名簿

平成28年11月現在

	役職	氏名	所属
1	委員長	手塚 文雄	野川町内会
2	副委員長	山本 友彦	野川台自治会
3	副委員長	庄司 幹夫	県営野川南台団地自治会
4	副委員長	山川 美恵子	野川西団地自治会
5	副委員長	柴田 眞	野川東住宅自治会
6	副委員長	西銘 豊子	野川中耕地自治会
7	委員	亀ヶ谷 修	野川町内会
8	委員	松井 一夫	
9	委員	森 正一	
10	委員	白井 潔	
11	委員	白井 昭雄	
12	委員	手塚 和之	
13	委員	青木 保男	
14	委員	中里 達男	
15	委員	白井 裕一	
16	委員	小野瀬 朋子	
17	委員	大浪 よし子	
18	委員	白井 竹男	
19	委員	和田 直子	
20	委員	日高 敏雄	
21	委員	鈴木 邦男	
22	委員	辻本 勤	
23	委員	櫻井 旦久	県営野川南台団地自治会
24	委員	井上 凜子	
25	委員	川辺 峰夫	
26	委員	仲西 久子	
27	委員	川田 茂	野川西団地自治会
28	委員	三上 正勝	
29	委員	亀谷 芳子	
30	委員	阿部 日出子	野川東住宅自治会
31	委員	早川 敏行	
32	委員	八巻 吉子	
33	委員	戸叶 毬子	
34	委員	高橋 咲子	野川中耕地自治会
35	委員	西澤 三典	
36	委員	田中 正博	
37	委員	平山 順子	
38	委員	杉本 豪	

順不同・敬称略

第3回野川地区住居表示検討委員会摘録

日 時：平成28年8月19日（金） 18：00～

場 所：野川会館

出席者：野川地区住居表示検討委員

戸籍住民サービス課 鈴木課長、吉田係長、辻村、荒木、平田

【議題（1）】 第2回検討委員会（平成28年5月30日開催）の確認事項

- 事務局より配布資料に基づき確認事項について説明し、確認された。
- 確認された「第2回野川地区住居表示検討委員会摘録」をホームページに掲載することを事務局より説明し、了承された。

【議題（2）】 新町界・新町名（案）について

- 第2回検討委員会において、事務局より提案した新町界・新町名たたき台案の3案について、事前に各町内会・自治会において実施したアンケートの結果より、たたき台案1を地区界の検討案として採用することを了承された。（別紙資料図1参照）また、今後は採用された検討案を基本に地区界を検討することで了承された。
- 事前に各町内会・自治会から要望のあった地区界の線引き（別紙資料図2～4参照）を確認し、調整箇所1及び調整箇所2については、了承された。
また、調整箇所3については、形状及び面積等を考慮し、A地区とC地区の間にもう1つ地区を増やした方が良いのではとの意見があり、保留とすることで了承された。
- 委員より、調整箇所4について、一部変更して欲しいとの意見があり、保留とすることで了承された。（別紙資料図5参照）
- 地区界案について、保留となったA地区とC地区との境界及びB地区とC地区との境界を除き、了承された。（別紙資料図6参照）また、保留となった境界については、後日、関係町内会・自治会と調整し、第4回検討委員会において検討結果を報告することで了承された。
- 地区名案について、D地区を「野川本町」、E地区を「東野川」との意見があった。

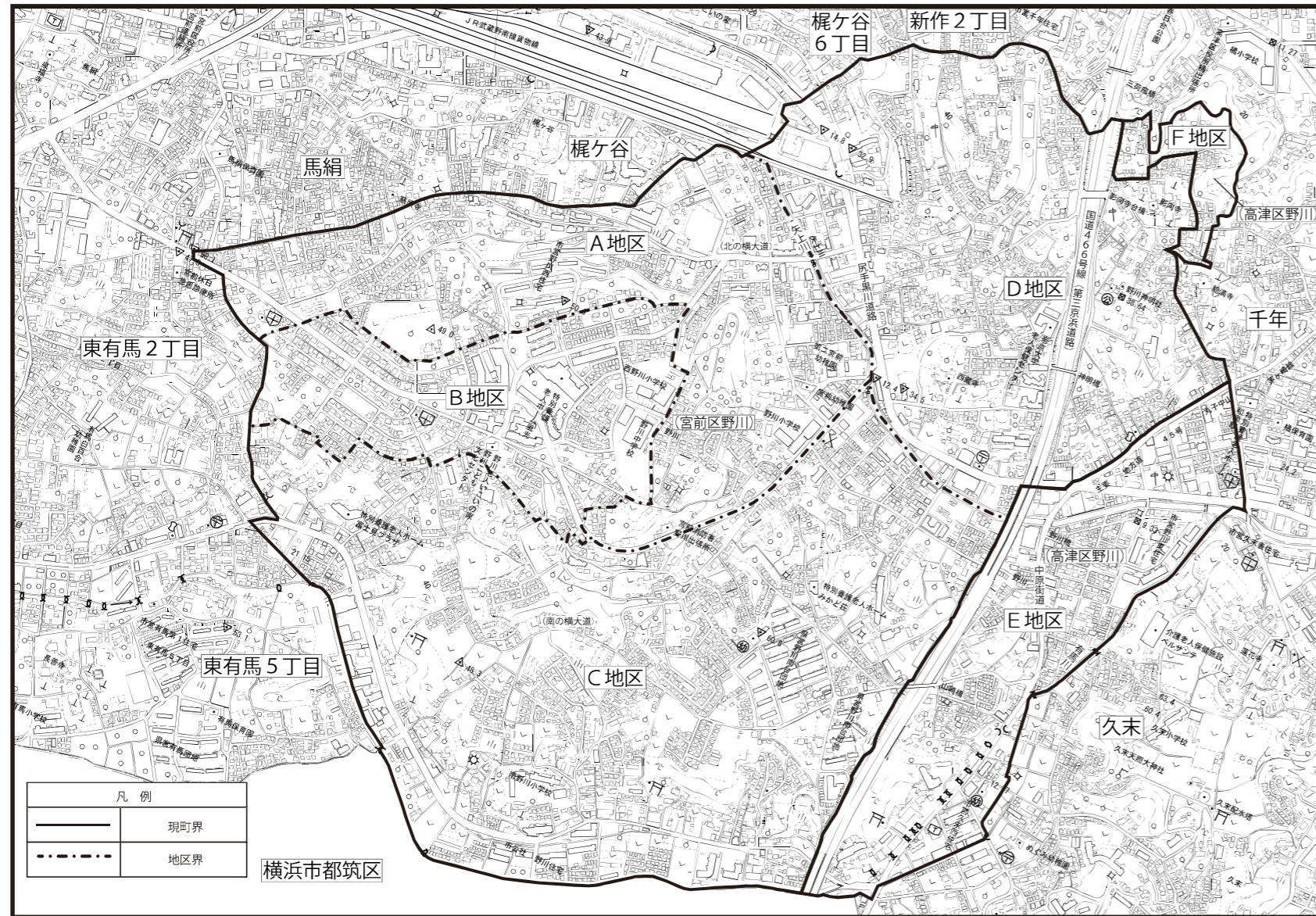
【議題（3）】 市民からの意見について

- 事務局より、第2回検討委員会から第3回検討委員会までの期間で、野川地区住居表示に関する意見等について、特段無かったことを報告した。

【議題（4）】 その他

- 次回の検討委員会については、平成28年10月中旬に野川会館での開催を予定する。日時については、手塚委員長と調整し、決定次第、各委員に通知することで了承された。

【図1】 高津区・宮前区野川地区 地区界案 (たたき台案1)



地区界について

[宮前区野川 (A・B・C・D地区)]

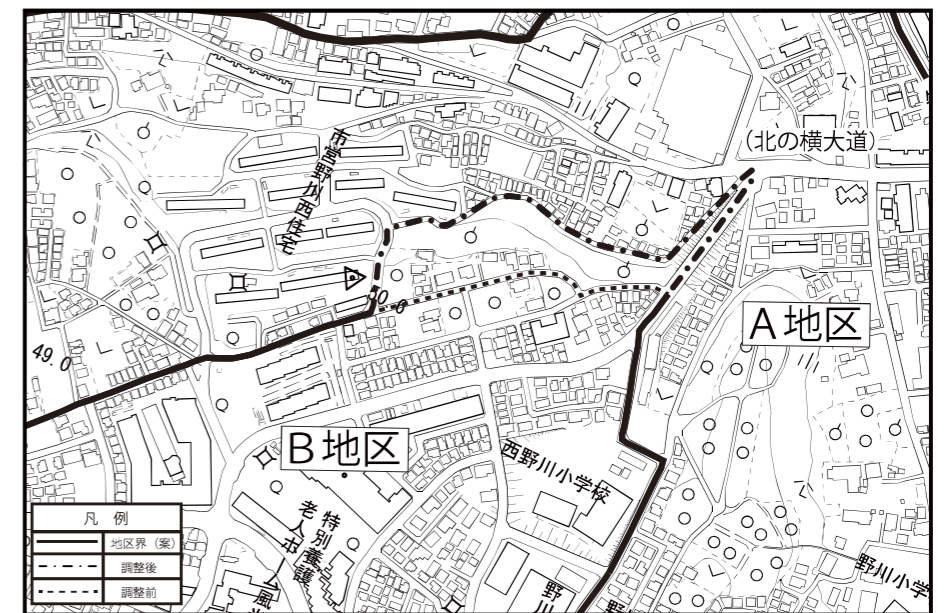
矢上川と「野川小学校入口」交差点から野川台へ通ずる幹線道路 (登戸野川線) で区分し、概ね「野川台」として該当する区域を道路で囲むように区切る。

[高津区野川 (E・F地区)]

現状通りの区域とする。

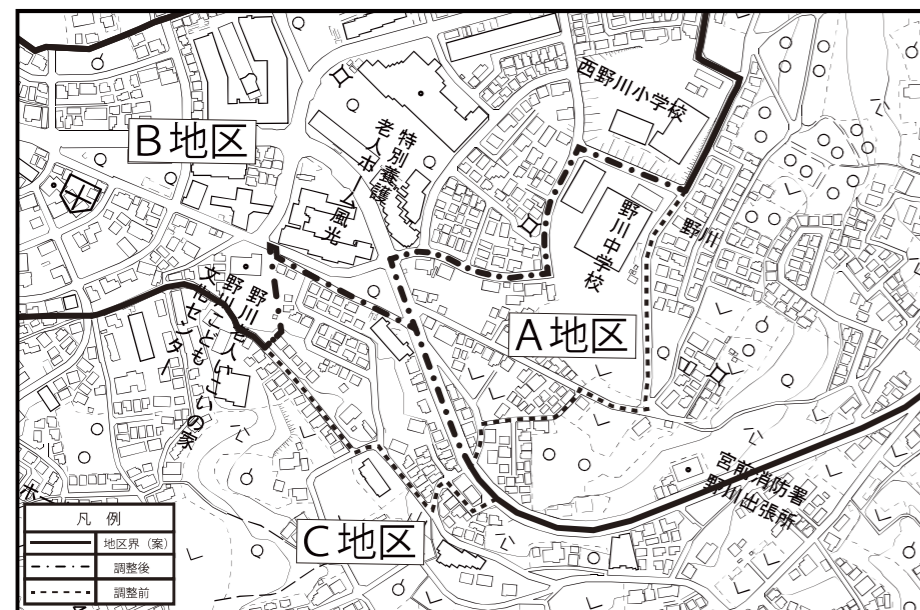
【図2】 調整箇所①

承認



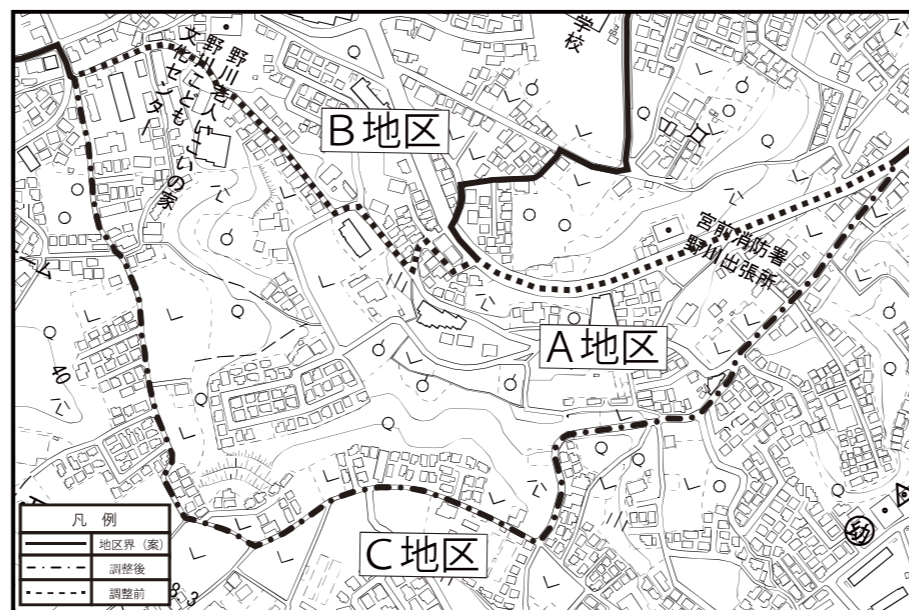
【図3】 調整箇所②

承認



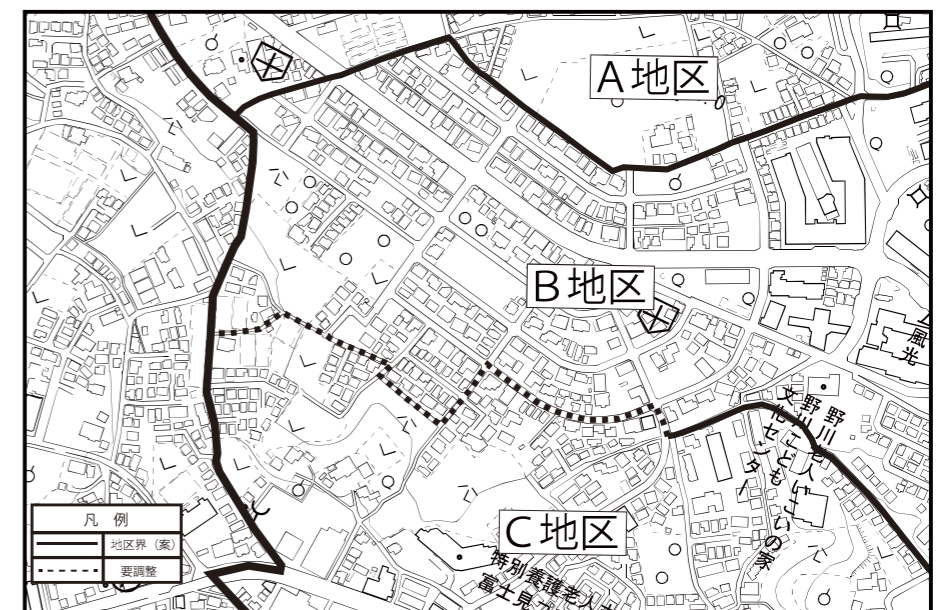
【図4】 調整箇所③

保留

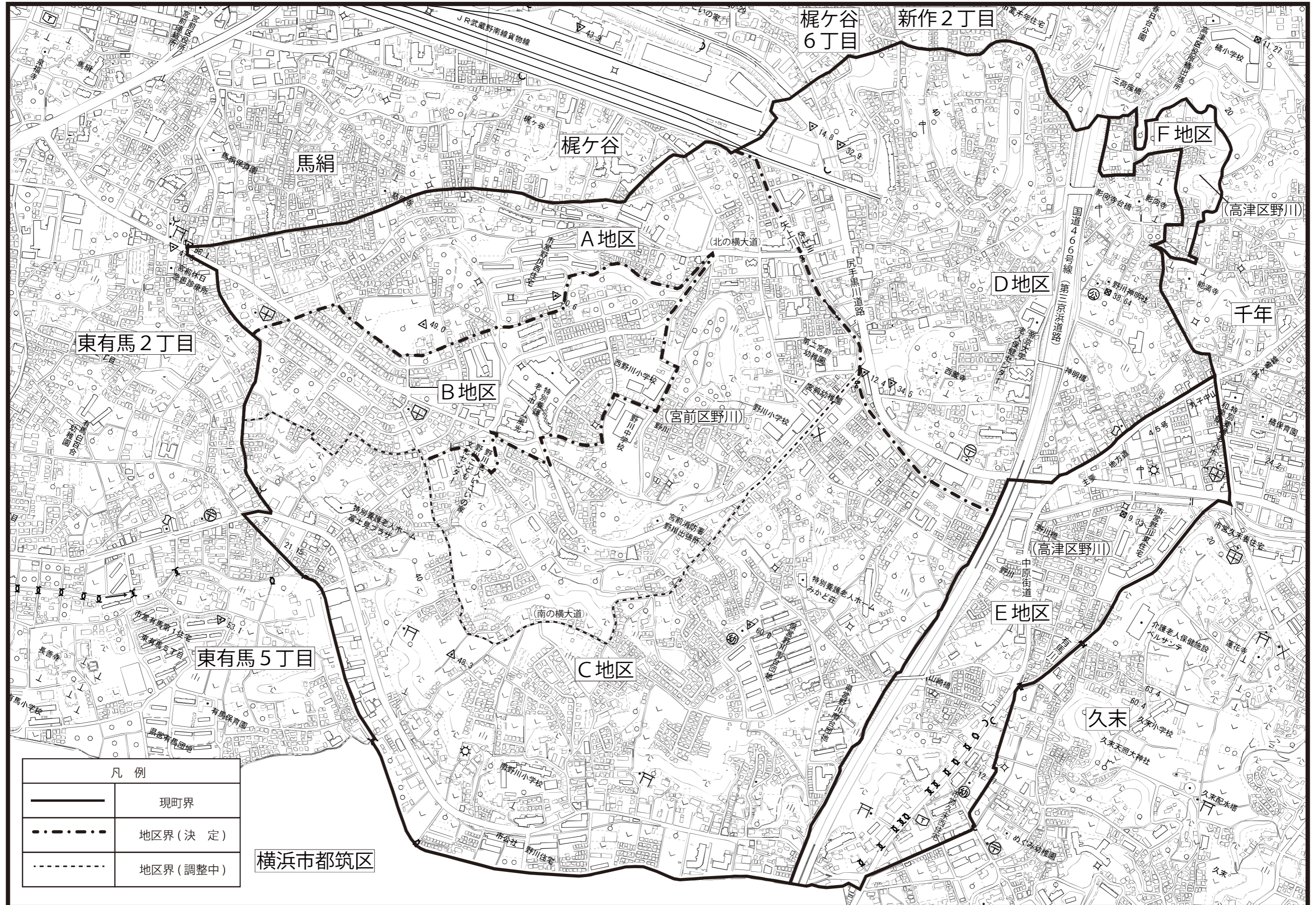


【図5】 調整箇所④

保留



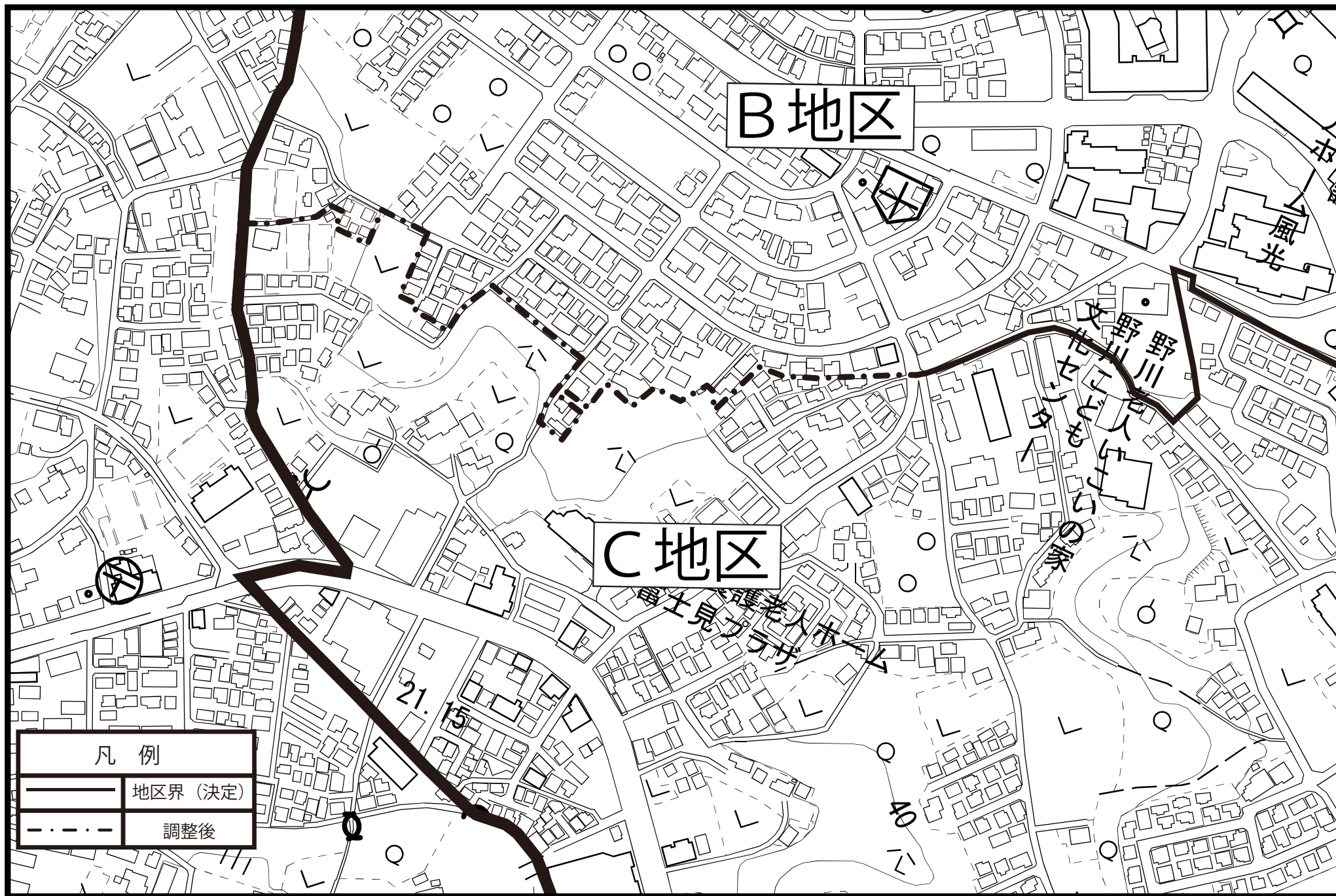
【図6】高津区・宮前区野川地区 地区界案（検討結果）



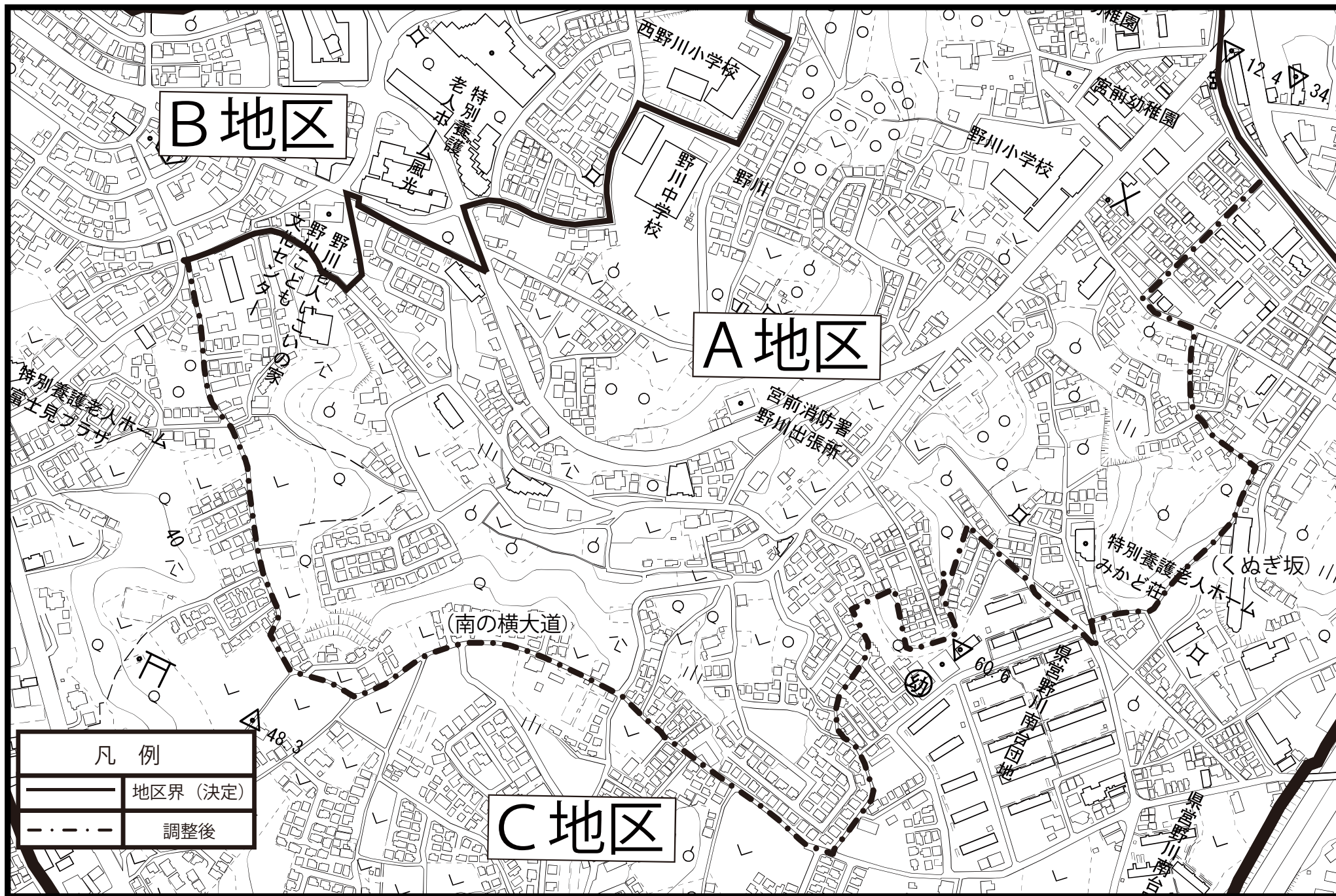
凡例	
——	現町界
- - - -	地区界(決定)
.....	地区界(調整中)

横浜市都筑区

高津区・宮前区野川地区 地区界案 調整箇所①

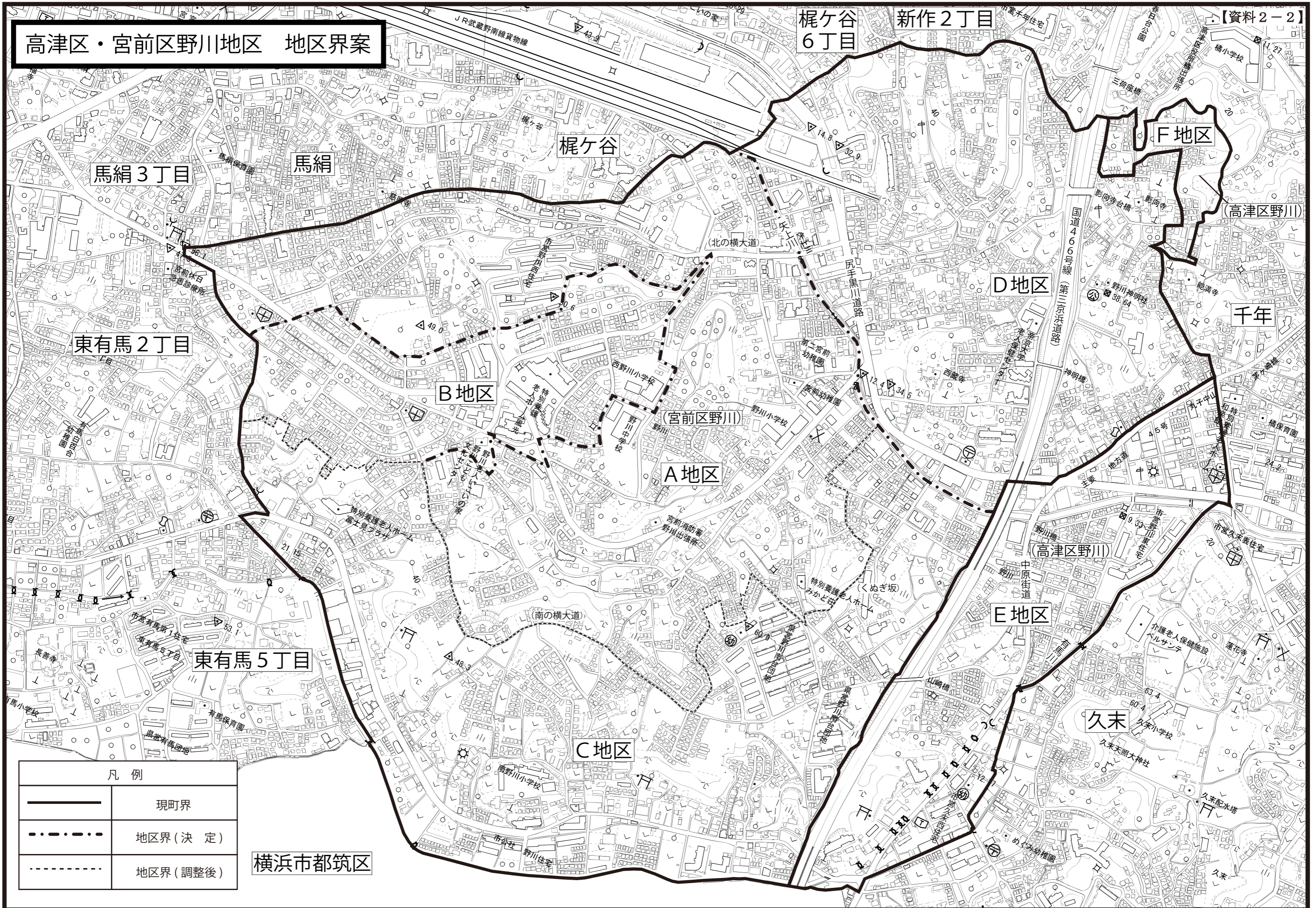


高津区・宮前区野川地区 地区界案 調整箇所②



高津区・宮前区野川地区 地区界案

【資料2-2】



横浜市都筑区

地区名に関するアンケートの集計結果

各町内会・自治会に対して行いました地区名に関するアンケートについて、各地区に付す名称(読み方も含む)として、相応しいと考える地区名案は次の表のとおりの結果となりました。

	A地区	B地区	C地区	D地区	E地区	F地区
アンケート選択肢	1. 野川西又は西野川 2. その他	1. 野川台 2. その他	1. 野川南又は南野川 2. その他	1. 野川中央 2. 野川本町 3. その他	1. 野川東又は東野川 2. その他	1. 野川北又は北野川 2. その他
野川町内会	野川西 (1)	野川台 (1)	野川南 (1)	野川中央 (1)	野川東 (1)	野川北 (1)
野川台自治会	西野川中央 (2)	野川台 (1)	—————	野川本町 (2)	東野川又は野川東 (1)	—————
県営南野川台団地自治会	—————	—————	南野川 (1)	—————	—————	—————
野川西団地自治会	野川西 (1)	—————	—————	—————	—————	—————
野川東住宅自治会	—————	—————	—————	—————	東野川又は野川東 (1)	—————
野川中耕自治会	—————	—————	—————	—————	東野川又は野川東 (1)	—————

————— : 無回答

高津区・宮前区 地区名案

		A地区	B地区	C地区	D地区	E地区	F地区
案1	案1-1	野川西 (のがわにし)	野川台 (のがわだい)	野川南 (のがわみなみ)	野川中央 (のがわちゅうおう)	野川東 (のがわひがし)	野川北 (のがわきた)
	案1-2				野川本町 (のがわほんちょう)		
案2	案2-1	西野川 (にしのがわ)	野川台 (のがわだい)	南野川 (みなみのがわ)	野川中央 (のがわちゅうおう)	東野川 (ひがしのがわ)	北野川 (きたのがわ)
	案2-2				野川本町 (のがわほんちょう)		
案3		西野川中央 (にしのがわちゅうおう)	野川台 (のがわだい)	南野川 (みなみのがわ)	野川本町 (のがわほんちょう)	東野川 (ひがしのがわ)	北野川 (きたのがわ)
各地区の名称 について		野川の西側に位置していることより、それに適した名称とする。	昭和38年の区画整理により開発された区域の名称である「野川台」とする。	野川の南側に位置していることより、それに適した名称とする。	橘郡衙、奈良時代創建の影向寺、野川神明社がある影向寺台地から連なる区域であるため、「中央」又は「本町」を付けた名称とする。	野川の東側に位置していることより、それに適した名称とする。	野川の北側に位置していることより、それに適した名称とする。

地区名案について

案1：位置を示す東西南北を「野川〇〇」のように、語尾に付けることで全体的に統一感がでる。

案2：位置を示す東西南北を「〇〇野川」のように、語頭に付けることで、頭文字から地区を判別することができ、より分かりやすくなる。

案3：A地区が野川の西から中央に位置する地区であるため、地区名を「西野川中央」とした案

新町界・新町名（案）のお知らせの配布等について

1 新町界・新町名（案）の周知について

検討委員会において、承認された野川地区の地区界・地区名の案について、野川地区の住民や事業所の方々へ周知していただくため、全世帯・全事業所のお知らせの配布及び掲示板等への掲示を行います。

2 周知方法について

(1) 各戸への配布(A 3両面刷 資料3-2参照)

事務局がお知らせの配布業務を業者に委託し、平成28年12月上旬（予定）から野川地区の全世帯・全事業所へ配布を行います。

(2) 地元掲示板等への掲示(A 4片面刷2枚1組・ラミネート加工 資料3-3参照)

各町内会・自治会により、事務局が作製したお知らせを地元の掲示板等へ掲示を行っていただきますようお願いいたします。

～前回のお知らせお届け部数一覧表～

町内会・自治会	お届け部数
野川町内会	34
野川台自治会	25
県営野川南台団地自治会	8
野川西団地自治会	11
野川東住宅自治会	5
野川中耕地自治会	2

※お知らせのお届け日は後日御連絡いたします。

(3) 川崎市ホームページへの掲載（PDFファイル 資料3-2参照）

事務局が本市ホームページの「高津区・宮前区野川地区住居表示検討委員会」において、お知らせの掲載を行います。



大事なお知らせ

野川地区にお住まいの皆様へ

平成28年 月

各 位

野川地区住居表示検討委員会
委員長 手塚 文雄

住居表示に伴う新町界・新町名（案）についてのお知らせ

〇〇の候、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、野川地区は面積が大きいことから、いくつかの地区に分ける必要があるため、当検討委員会において、**野川地区を6地区に分ける地区界・地区名の案**がまとまりましたので、お知らせいたします。また、御意見等がございましたら事務局又は検討委員まで御連絡をお願いいたします。

今後のスケジュール

各地区について、「野川〇〇1丁目」のように、更に丁目に分ける地区もあるため、当検討委員会において、各地区の丁目の境界の案がまとまりましたら、改めてお知らせいたします。また、住居表示の実施時期については、住民の皆様方の御意見、御理解をいただきながら検討を進め、**平成30年度以降の実施**に向けて、川崎市等と協議を行ってまいりますので、御理解、御協力の程、よろしく願いいたします。

住居表示実施に伴う住所変更手続について

手続する必要がないもの

住民基本台帳（住民票）、印鑑登録原票（印鑑証明書）、戸籍、土地・建物登記簿の表題部など各官公署で保管している台帳及び東京電力、東京ガス、水道などの公共サービス

手続する必要があるもの

運転免許証、土地・建物の不動産登記物件の所有者、法人登記のある法人の所在地・役員
の住所、金融機関、生命保険会社等

※会社などで使用します新住所の封筒、ゴム印等の作製などについては、会社などで行っていただく必要がありますので、予めお知らせいたします。

< 問合せ先 >

事務局 川崎市市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課 電話 044(200)2736

(案)

住居表示検討委員会とは

野川地区の住所は、現在、土地の地番で表しているため、住所が錯綜し、わかりにくくなっています。そのため、街区符号と住居番号を用いて建物に順序よく番号を付け、住所をわかりやすく表示する住居表示の制度の実施を検討するため、平成27年12月15日に「野川地区住居表示検討委員会」を設立し、新たな町の境界や名称などについて検討を進めています。

野川地区住居表示検討委員名簿

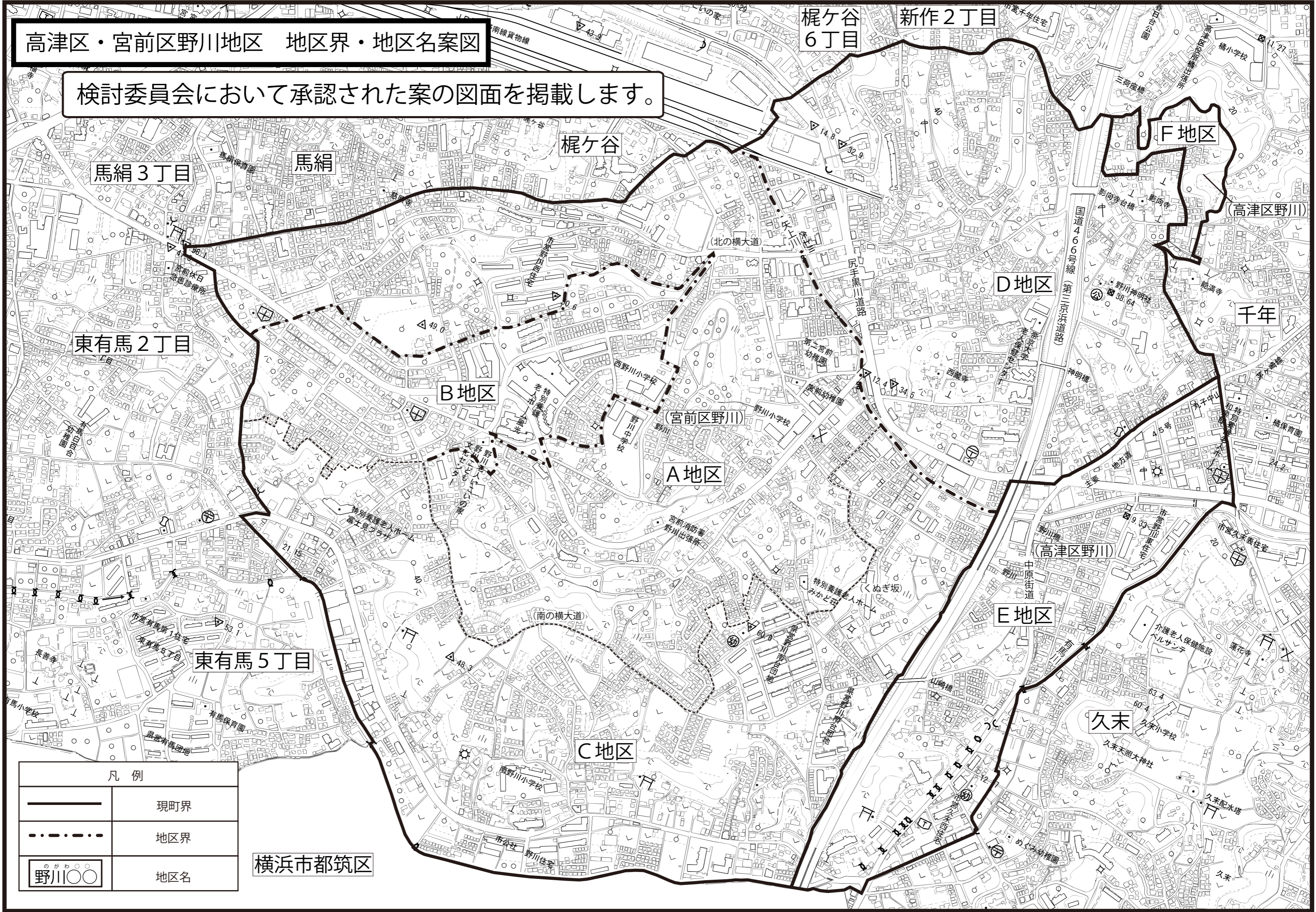
(平成28年11月現在)

	役職	氏名	所属
1	委員長	手塚 文雄	野川町内会
2	副委員長	山本 友彦	野川台自治会
3	副委員長	庄司 幹夫	県営野川南台団地自治会
4	副委員長	山川 美恵子	野川西団地自治会
5	副委員長	柴田 眞	野川東住宅自治会
6	副委員長	西銘 豊子	野川中耕地自治会
7	委員	亀ヶ谷 修	野川町内会
8	委員	松井 一夫	
9	委員	森 正一	
10	委員	白井 潔	
11	委員	白井 昭雄	
12	委員	手塚 和之	
13	委員	青木 保男	
14	委員	中里 達男	
15	委員	白井 裕一	
16	委員	小野瀬 朋子	
17	委員	大浪 よし子	
18	委員	白井 竹男	
19	委員	和田 直子	
20	委員	日高 敏雄	
21	委員	鈴木 邦男	
22	委員	辻本 勤	
23	委員	櫻井 旦久	
24	委員	井上 ノリ子	県営野川南台団地自治会
25	委員	川辺 峰夫	
26	委員	仲西 久子	
27	委員	川田 茂	
28	委員	三上 正勝	野川西団地自治会
29	委員	亀谷 芳子	
30	委員	阿部 日出子	
31	委員	早川 敏行	野川東住宅自治会
32	委員	八巻 吉子	
33	委員	戸叶 穂子	
34	委員	高橋 咲子	
35	委員	西澤 三典	野川中耕地自治会
36	委員	田中 正博	
37	委員	平山 順子	
38	委員	杉本 豪	

(順不同・敬称略)

高津区・宮前区野川地区 地区界・地区名案図

検討委員会において承認された案の図面を掲載します。



凡例	
	現町界
	地区界
	地区名

横浜市都筑区



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

各 位

大事なお知らせ

(案)

【資料3-3】

野川地区にお住まいの皆様へ

平成28年 月

野川地区住居表示検討委員会
委員長 手塚 文雄

住居表示に伴う新町界・新町名（案）についてのお知らせ

〇〇の候、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、野川地区は面積が大きいことから、いくつかの地区に分ける必要があるため、当検討委員会において、**野川地区を6地区に分ける地区界・地区名の案**がまとまりましたので、お知らせいたします。また、御意見等がございましたら事務局又は検討委員まで御連絡をお願いいたします。

今後のスケジュールについて

各地区について、「野川〇〇1丁目」のように、更に丁目で分ける地区もあるため、当検討委員会において、各地区の丁目の境界の案がまとまりましたら、改めてお知らせいたします。また、住居表示の実施時期については、住民の皆様方の御意見、御理解をいただきながら検討を進め、**平成30年度以降の実施**に向けて、川崎市等と協議を行ってまいりますので、御理解、御協力の程、よろしくをお願いいたします。

住居表示検討委員会とは

野川地区の住所は、現在、土地の地番で表しているため、住所が錯綜し、わかりにくくなっています。そのため、街区符号と住居番号を用いて建物に順序よく番号を付け、住所をわかりやすく表示する住居表示の制度の実施を検討するため、平成27年12月15日に「野川地区住居表示検討委員会」を設立し、新たな町の境界や名称などについて検討を進めています。

住居表示実施に伴う住所変更手続について

手続する必要がないもの

住民基本台帳（住民票）、印鑑登録原票（印鑑証明書）、戸籍、土地・建物登記簿の表題部など各官公署で保管している台帳及び東京電力、東京ガス、水道などの公共サービス

手続する必要があるもの

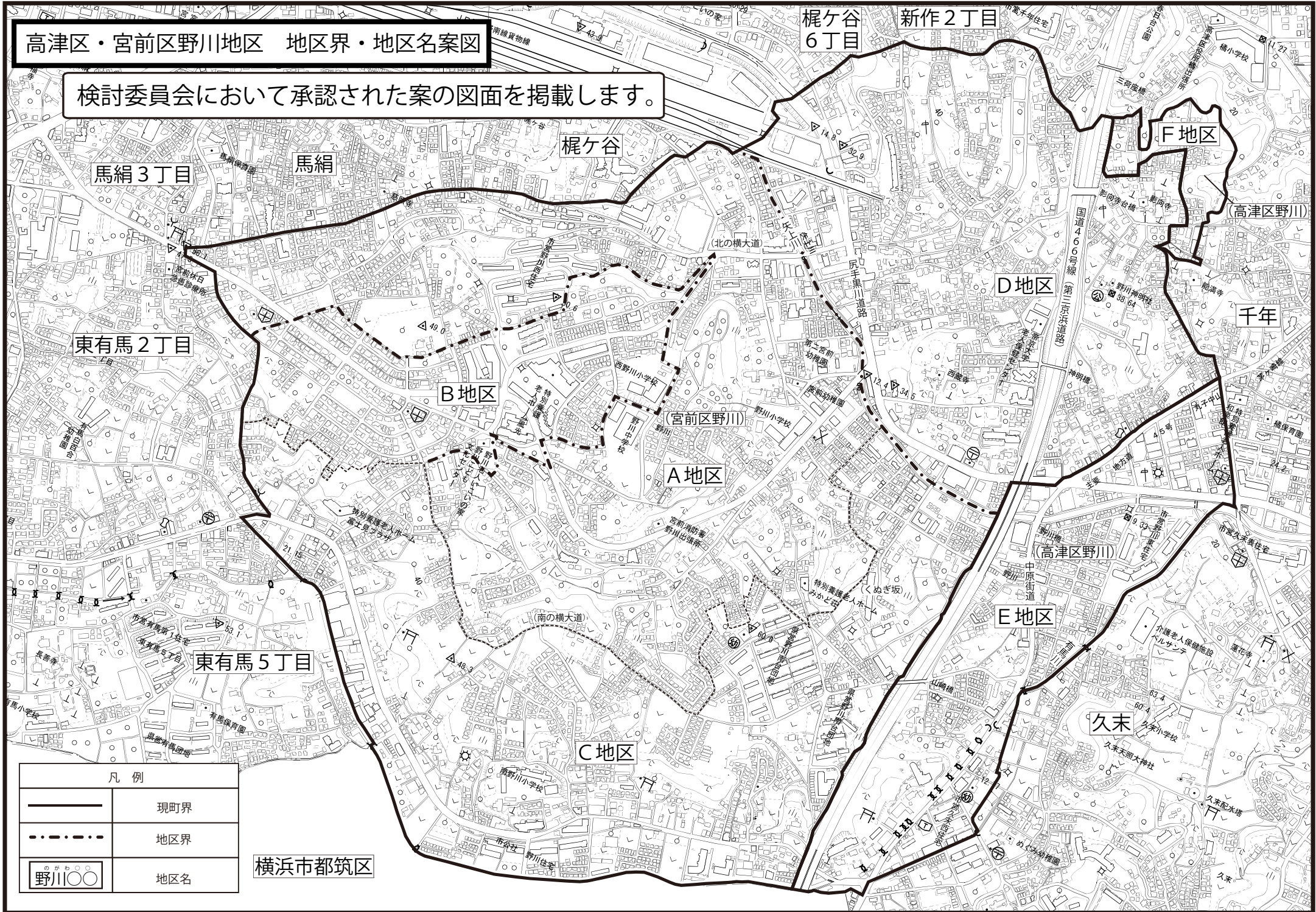
運転免許証、土地・建物の不動産登記物件の所有者、法人登記のある法人の所在地・役員の住所、金融機関、生命保険会社等

※会社などで使用します新住所の封筒、ゴム印等の作製などについては、会社などで行っていただく必要がありますので、予めお知らせいたします。

<問合せ先> 事務局 川崎市市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課 電話 044(200)2736

高津区・宮前区野川地区 地区界・地区名案図

検討委員会において承認された案の図面を掲載します。



凡例	
	現町界
	地区界
	地区名

横浜市都筑区